

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

安中市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社高崎支社安中榛名駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により一時的に帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

(1) 乙は地震災害時に必要と認める時は、甲があらかじめ指定する避難場所（別表1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととし、同時に乙は駅構内等の安全確認を行うこととする。

(2) 甲は前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。

(3) 安全確認の結果、駅施設を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。

(4) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所または一時滞在施設の準備が整い次第、乙は避難場所または一時滞在施設へ案内することができる。

2 甲が指定する避難場所、または甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

4 甲は、甲が指定する避難場所または一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

第6条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレを使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）

第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別表2）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、甲の指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知することとする。

4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（覚書の解除）

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月29日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市

市長

乙 群馬県高崎市栄町6番26号

東日本旅客鉄道株式会社

高崎支社 安中榛名駅 駅長